



鳥取県公報

平成13年10月26日(金)
第7328号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	高齢者円滑入居賃貸住宅登録事務処理要綱 (602) (住宅環境課)	1	
	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置 (603) (＼)	4	
	高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則 (604) (＼)	5	
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (605) (経営商業課)	6	
	土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定 (606) (耕地課)	6	
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (607) (都市計画課)	7	
	港湾隣接地域の指定の一部改正 (608) (空港港湾課)	7	
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (609) (会計課)	9	
	選管告示	選挙管理委員会の招集 (67)	9
		政治団体の設立の届出 (68)	9
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出 (69)		11	
政治団体の収支に関する報告書の要旨 (70)		13	
政治団体の解散の届出 (71)		14	
政治団体の解散等に伴う収支に関する報告書の要旨 (72)		15	
資金管理団体の届出 (73)		18	
資金管理団体の指定の取消しの届出 (74)	18		

告 示

鳥取県告示第602号

高齢者円滑入居賃貸住宅登録事務処理要綱を次のように定める。

平成13年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

高齢者円滑入居賃貸住宅登録事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書の様式)

第2条 法第5条の申請書は、様式第1号によるものとする。

(登録簿の様式)

第3条 法第6条の高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿は、様式第2号によるものとする。

(変更登録申請書の様式)

第4条 法第8条第1項の規定による変更の登録は、様式第3号による申請書を提出してするものとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月26日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請書

職氏名 様

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けたいので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先

賃貸人の連絡先又は建物（建物の一部を含む。）の貸借の代理若しくは媒介を依頼する場合における当該代理若しくは媒介を行う者の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地及び連絡先	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	連絡先（電話番号）	

賃貸住宅の概要

賃貸住宅の名称		
賃貸住宅の位置	全住戸・一部	
賃貸住宅の戸数	戸	
入居開始時期	年 月 日 (賃貸の用に供する前の賃貸住宅の場合のみ記入)	
賃貸住宅の規模	m ² ~ m ²	
賃貸住宅の家賃及び共益費の概算額	円 ~ 円	
賃貸住宅の空室の有無	有 無	
法第30条第1項の認定（高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定）の有無	有 無	
法第56条の認可（終身建物賃貸借に係る事業の認可）の有無	有 無	

賃貸住宅の構造又は設備

<p>構造（ 造） 階数（ 階建） 建築年月（ 年 月）</p> <p>加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造又は設備</p> <p>段差のない床</p> <p>便所、浴室及び階段の手すり</p> <p>介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入口</p> <p>介助を考慮した広さの便所で腰掛便座が設けられたもの</p> <p>介助を考慮した広さの浴室</p>
--

エレベーター
非常通報装置

(登録するすべての住戸に備えられている構造又は設備のみチェックしてください。)

法第7条第1項各号に掲げる者に該当しない旨

私は、法第7条第1項各号に掲げる者には該当しません。

登録年月日	年 月 日	登録番号	
-------	-------	------	--

様式第2号 (第3条関係)

その1

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿

登録番号	登録年月日	賃貸住宅の名称	賃貸住宅の所在地	賃貸人の氏名又は名称

その2

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿 (詳細情報)

登録年月日	年 月 日	登録番号	
-------	-------	------	--

賃貸人 (法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所 (所在地)	
氏名 (名称及び代表者の氏名)	

連絡先

賃貸人の連絡先又は建物 (建物の一部を含む。) の貸借の代理若しくは媒介を依頼する場合における当該代理若しくは媒介を行う者の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地及び連絡先	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	連絡先 (電話番号)	

賃貸住宅の概要

賃貸住宅の名称	
賃貸住宅の位置	全住戸・一部
賃貸住宅の戸数	戸
入居開始時期	年 月 日 (賃貸住宅の用に供する前の賃貸住宅の場合のみ記入)
賃貸住宅の規模	m ² ~ m ²
賃貸住宅の家賃及び共益費の概算額	円 ~ 円
賃貸住宅の空室の有無	有 無

法第30条第1項の認定（高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定）の有無	有 無
法第56条の認可（終身建物賃貸借に係る事業の認可）の有無	有 無

賃貸住宅の構造又は設備

構造（ 造） 階数（ 階建） 建築年月（ 年 月） 加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造又は設備 段差のない床 便所、浴室及び階段の手すり 介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入口 介助を考慮した広さの便所で腰掛便座が設けられたもの 介助を考慮した広さの浴室 エレベーター 非常通報装置 （登録するすべての住戸に備えられている構造又は設備のみチェックされています。）
--

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

高齢者円滑入居賃貸住宅変更登録申請書

職氏名 様

高齢者円滑入居賃貸住宅の変更の登録を受けたいので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者 住所

氏名



(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

登録年月日	登録番号		
賃貸住宅の名称			
賃貸住宅の位置			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

鳥取県告示第603号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第4条第1項の規定に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所を設けたので、同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。

平成13年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部住宅環境課内

鳥取市立川町六丁目176 東部総合事務所内

鳥取県鳥取土木事務所建築住宅課内

倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内

鳥取県倉吉土木事務所建築住宅課内

米子市鞆町一丁目160 西部総合事務所内

鳥取県米子土木事務所建築住宅課内

鳥取県告示第604号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第4条第2項の規定に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧規則を定めたので、同項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第4条第2項の規定に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧時間)

第2条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(定期の休日)

第3条 閲覧所の定期の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

(臨時の休日等)

第4条 知事は、登録簿の整理その他の理由により必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示しなければならない。

(閲覧料)

第5条 登録簿の閲覧は、無料とする。

(登録簿の持出しの禁止)

第6条 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、平成13年10月26日から施行する。

鳥取県告示第605号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

けんこうらんどショッピングタウン
鳥取市大杵45 - 1ほか

2 変更しようとする事項**(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

変更前 株式会社ナンバ鳥取東店 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

変更後 株式会社ナンバ鳥取東店 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後8時30分まで

変更後 午前7時から午後8時30分まで

3 変更年月日

平成13年10月30日

4 届出年月日

平成13年10月11日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成13年10月26日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第606号

倉吉市鋤150田中希弘ほか26名の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業後谷地区区画整理及び農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び規約の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年10月29日から22日間
- 3 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第607号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間
平成8年7月30日から平成14年3月31日まで
- 2 施行地区
変更なし
- 3 事務所の所在地
境港市上道町3000
- 4 設立認可の年月日
平成8年7月26日
- 5 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
事務所の掲示場及び施行地区に隣接する場所で理事長が指定する場所に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日
平成13年10月18日

鳥取県告示第608号

昭和40年鳥取県告示第189号（港湾隣接地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成13年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>4 米子港</p> <p>(1) 彦名地区 略</p> <p>(2) 彦名町3区 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域</p> <p>基点1 米子市彦名町字新堀灘地内の護岸標杭</p> <p>基点2 基点1から137度30分5.0メートルの点 (彦名町字新堀灘1601-1)</p> <p>基点3 基点2から227度20分48.0メートルの点 (" 字新堀灘1655-1)</p> <p>基点4 基点3から136度10分29.5メートルの点 (" 字新堀灘1653-1)</p> <p>基点5 基点4から225度50分7.0メートルの点 (" 字新堀灘1610)</p> <p>(3) 彦名町4区 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域</p> <p>基点1 米子市彦名町字乗越川三地内の護岸標杭</p> <p>基点2 基点1から57度10分7.0メートルの点 (彦名町字乗越川三1962-1)</p> <p>基点3 基点2から147度10分39.5メートルの点 (" 字乗越川三1961-1)</p> <p>基点4 基点3から122度00分7.0メートルの点 (" 字乗越川三1958-1)</p> <p>基点5 基点4から212度00分7.0メートルの点 (" 字乗越川三1958-2)</p> <p>(4) 彦名町6区 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域</p> <p>基点1 米子市彦名町字敷中下(三)地内の護岸標杭</p> <p>基点2 基点1から131度00分3.8メートルの点 (彦名町字大吉(三)3255-1地先無番地)</p> <p>基点3 基点2から221度00分114.0メートルの点 (" 字大吉灘3239地先無番地)</p> <p>基点4 基点3から311度00分3.8メートルの点 (" 字敷中下(四)地内の護岸標杭)</p> <p>(5) 阿倍地区 略</p> <p>(6) 灘町地区 略</p> <p>(7) 内町地区、西町地区 略</p> <p>(8) 久米町北地区 略</p> <p>(9) 祇園町南地区 略</p> <p>(10) 陰田地区 略</p>	<p>4 米子港</p> <p>(1) 彦名地区 略</p> <p>(2) 阿倍地区 略</p> <p>(3) 灘町地区 略</p> <p>(4) 内町地区、西町地区 略</p> <p>(5) 久米町北地区 略</p> <p>(6) 祇園町南地区 略</p> <p>(7) 陰田地区 略</p>

鳥取県告示第609号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成13年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
わらべ館こどもの四季コンサート (冬編)	平成13年11月25日	鳥取県立童謡館多目的ホール

2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化観光局文化振興課

主幹 西尾 孝之

3 委任期間

平成13年10月30日から同年11月26日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第67号

平成13年第16回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年10月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

1 日時 平成13年10月29日（月） 午後2時15分

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室

3 議題

(1) 平成13年7月29日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙運動収支報告書の要旨公表について

(2) 平成12年分政治団体収支報告書の要旨の公表について

(3) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成13年10月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考		
					政党の支部	自由民主党	1以上の市町村の区域を単位とする
自由民主党泊村支部	中原 淳	中嶋米勝	東伯郡泊村大字宇谷1243	平成13年7月30日	政党の支部	自由民主党	1以上の市町村の区域を単位とする
自由民主党船岡町支部	北村喜久	岡嶋正広	八頭郡船岡町大字大江90	"	"	"	"
遠藤勝太郎後援会	遠藤哲朗	山本幹彦	東伯郡三朝町大字小内815	平成13年7月17日	その他の政治団体		
清水あきお後援会	清水孝行	田中良夫	倉吉市福庭町一丁目445	平成13年7月23日	"		
徳田修一郎後援会	山本智教	安井博美	東伯郡三朝町大字小内723	平成13年8月17日	"		
佐藤博英後援会	水谷正芳	石賀 稔	倉吉市岡20 - 15	平成13年9月10日	"		
竹内いさお後援会	植田哲朗	並川明美	鳥取市千代水一丁目157	平成13年9月17日	"		
竹内いさお鳥取政策研究会	竹内 功	"	鳥取市西町三丁目105 - 209	"	"		
荒井ひでゆき後援会	荒井秀行	竹安 徹	境港市竹内町1314	平成13年9月19日	"		
岩間悦子後援会	岩間 勉	野田 茂	境港市美保町3653	平成13年10月3日	"		
西尾遼富政治連盟	西尾遼富	徳永正明	鳥取市下段502	"	"		
鳥取県土地家屋調査士政治連盟	松島浩之	田中豊秋	鳥取市西町一丁目314 - 1	平成13年10月5日	"		
福本宗敏後援会	澤田光康	西村敦郎	東伯郡赤碕町大字赤碕1861 - 25	平成13年10月10日	"		
知久馬二三子後援会	安藤倬己	知久馬英人	東伯郡三朝町大字三朝586 - 1	平成13年10月11日	"		
森岡としお後援会	門永康一郎	川口利之	境港市上道町2185 - 10	平成13年10月12日	"		

鳥取県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成13年10月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備 考
自由民主党羽合町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡羽合町大字田後889 - 2	東伯郡羽合町大字下浅津116	平成13年6月20日	政党の支部
〃	代表者の氏名	竹歳哲也	市橋 衡	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	〃	〃	〃	〃
自由民主党国府町支部	主たる事務所の所在地	岩美郡国府町大字中郷292	岩美郡国府町大字宮ノ下258 - 7	平成13年7月6日	〃
〃	代表者の氏名	有松数紀	漆原是治	〃	〃
自由民主党大栄町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡大栄町大字亀谷242	東伯郡大栄町大字大谷787- 2	〃	〃
〃	代表者の氏名	河本 幹	梅津志郎	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	前田正雄	上田信也	〃	〃
自由民主党米子市啓成支部	主たる事務所の所在地	米子市博労町四丁目35	米子市富士見町一丁目19	〃	〃
〃	代表者の氏名	尾崎太光子	伊藤正男	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	〃	遠藤雍子	〃	〃
自由民主党中山町支部	主たる事務所の所在地	西伯郡中山町田中616	西伯郡中山町田中646	平成13年7月13日	〃
〃	代表者の氏名	林原 誠	佐々木博史	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	野口俊明	森長武志	〃	〃
自由民主党青谷町支部	代表者の氏名	中島規夫	清水時雄	平成13年9月17日	〃

〃	会計責任者の氏名	房安 光	山根正毅	〃	〃
自由民主党鳥取県参議院選挙区第二支部	主たる事務所の所在地	鳥取市西町五丁目113 - 2	鳥取市西町二丁目109津田ビル1階	平成13年10月5日	〃
平岡将光後援会	代表者の氏名	平岡正寿	藤田良彦	平成13年4月14日	〃
〃	会計責任者の氏名	藤田重徳	伊藤博史	〃	〃
榎本武利後援会	代表者の氏名	中嶋将夫	藪内秀男	平成13年7月3日	〃
黒見哲夫後援会	〃	岡田 端	和田卓一郎	〃	〃
米田勝彦後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市東巖城町360	倉吉市金森町38 - 2	平成13年7月9日	〃
日本薬業政治連盟鳥取県支部	〃	米子市上福原1315 - 5	米子市旗ヶ崎2320	平成13年7月17日	〃
〃	代表者の氏名	後藤伸樹	前田隆行	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	芦名敏雄	後藤伸樹	〃	〃
森田ひでおを支援する会	代表者の氏名	森脇建雄	石橋雄器	平成13年8月3日	〃
〃	会計責任者の氏名	渡邊将利	森脇建雄	〃	〃
鳥取県司法書士政治連盟	〃	鎌谷 収	横山幸三	平成13年8月6日	〃
たぶち昭雄後援会	主たる事務所の所在地	日野郡日南町印賀619	日野郡日南町印賀1563 - 1	平成13年8月21日	〃
〃	会計責任者の氏名	田淵宝子	古都資朗	〃	〃
井上浩後援会	〃	井上敏儀	野嶋正義	平成13年8月23日	〃
西伯高志会	代表者の氏名	松本十三穂	陶山和憲	平成13年9月17日	〃
竹内いさお後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市片原三丁目211	鳥取市千代水一丁目157	平成13年10月1日	〃
酒本としおき後援会	代表者の氏名	金児 実	南 肇	平成13年10月4日	〃

常田たかよし後援会	主たる事務所 の所在地	鳥取市西町五丁目 113 - 2	鳥取市西町二丁目109	平成13年 10月 5 日	"
-----------	----------------	---------------------	-------------	------------------	---

鳥取県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成13年10月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

<p>その他の政治団体 期間 平成12年 1 月 1 日 ~ 同年12月31日 政治団体の名称 木村孝則後援会 報告年月日 平成13年 4 月 2 日</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 111,300円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年收入額 111,300円 (2) 支出総額 111,300円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲） 個人からの寄附 111,300円 合 計 111,300円 [寄附の内訳] 個人からの寄附 （寄附者の氏名） （金額） （住所） 木村孝則 111,300円 八頭郡郡家町 (2) 支出の内訳 政治活動費 機関紙誌の発行 その他の事業費 111,300円 宣伝事業費 111,300円 合 計 111,300円 （うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円）</p> <p>政治団体の名称 知久馬二三子後援会</p>	<p>報告年月日 平成13年 4 月10日</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 9,625,369円 ア 前年繰越額 3,125,280円 イ 本年收入額 6,500,089円 (2) 支出総額 9,625,369円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲） 政治団体からの寄附 6,500,000円 その他の収入 10万円未満の収入 89円 合 計 6,500,089円 [寄附の内訳] 政治団体からの寄附 （寄附者の名称） （金額）（事務所の所在地） 社会民主党鳥取県連合 6,500,000円 鳥取市 (2) 支出の内訳 経常経費 光熱水費 93,799円 備品・消耗品費 635,395円 事務所費 1,541,765円 小 計 2,270,959円 政治活動費 組織活動費 4,449,229円 選挙関係費 2,362,720円 機関紙誌の発行その他事業費 471,242円 機関紙誌の発行事業費 270,000円 宣伝事業費 201,242円 調査研究費 46,620円</p>
--	--

その他の経費 24,599円 小 計 7,354,410円 合 計 9,625,369円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	報告年月日 平成13年 4月10日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円
政治団体の名称 知久馬二三子資金管理団体 資金管理団体の 知久馬二三子 届出をした者の氏名 資金管理団体の 衆議院議員 届出に係る公職の種類 報告年月日 平成13年 4月10日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 政治団体の名称 知久馬二三子中部後援会	政治団体の名称 福谷きよし後援会 報告年月日 平成13年 2月 5日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 35,106円 ア 前年繰越額 35,106円 イ 本年收入額 0円 (2) 支出総額 2,500円 2 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 2,500円 合 計 2,500円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

鳥取県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年10月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党泊村支部	松井大輔	松井大輔	東伯郡泊村大字泊73 1	平成13年 7月30日	政党の支部
自由民主党船岡町支部	坂本幸三	鎌谷収	八頭郡船岡町大字船岡359	〃	〃
木村孝則後援会	土手寛	山崎公彦	八頭郡郡家町大字郡家664 - 7	平成13年 5月14日	その他の政治団体
清水章夫後援会	清水孝行	田中良夫	倉吉市福庭町一丁目445	平成13年 7月23日	〃
知久馬二三子後援会	佐々木周子	入江實夫	鳥取市富安一丁目114	平成13年 10月11日	〃

知久馬二三子資金管理団体	知久馬二三子	〃	〃	〃	〃
知久馬二三子中部後援会	磯江智昭	〃	倉吉市昭和町一丁目187	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成13年10月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

<p>政党の支部 期間 平成13年1月1日～同年3月31日 政治団体の名称 自由民主党泊村支部</p> <p>報告年月日 平成13年7月30日 (平成13年3月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 560円 (1) 前年繰越額 560円 (2) 本年收入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 自由民主党船岡町支部</p> <p>報告年月日 平成13年7月30日 (平成13年3月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 173,083円 (1) 前年繰越額 173,083円 (2) 本年收入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成12年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 自由民主党泊村支部</p> <p>報告年月日 平成13年7月30日 (平成13年3月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 560円 (1) 前年繰越額 560円 (2) 本年收入額 0円</p>	<p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 自由民主党船岡町支部</p> <p>報告年月日 平成13年7月30日 (平成13年3月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 173,083円 (1) 前年繰越額 173,083円 (2) 本年收入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成11年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 自由民主党泊村支部</p> <p>報告年月日 平成13年7月30日 (平成13年3月31日解散)</p> <p>1. 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 80,460円 ア 前年繰越額 460円 イ 本年收入額 80,000円 (2) 支出総額 79,900円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 自由民主党鳥取県支部連合会 80,000円 合 計 80,000円</p> <p>(2) 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 79,900円 合 計 79,900円</p>
--	--

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	小 計 152,340円
	合 計 152,340円
政治団体の名称 自由民主党船岡町支部	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)
報告年月日 平成13年7月30日 (平成13年3月31日解散)	政治団体の名称 自由民主党船岡町支部
1 収入・支出の総額	報告年月日 平成13年7月30日 (平成13年3月31日解散)
(1) 収入総額 203,083円	1 収入・支出の総額
ア 前年繰越額 93,083円	(1) 収入総額 281,021円
イ 本年收入額 110,000円	ア 前年繰越額 121,021円
(2) 支出総額 30,000円	イ 本年收入額 160,000円
2 収入・支出の内訳	(2) 支出総額 187,938円
(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	(1) 収入の内訳
自由民主党鳥取県支部連合会 110,000円	本部又は支部から供与された交付金に係る収入
合 計 110,000円	自由民主党鳥取県支部連合会 160,000円
(2) 支出の内訳	合 計 160,000円
政治活動費	(2) 支出の内訳
組織活動費 30,000円	政治活動費
合 計 30,000円	組織活動費 187,938円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	合 計 187,938円
期間 平成10年1月1日～同年12月31日	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)
政治団体の名称 自由民主党泊村支部	期間 平成9年1月1日～同年12月31日
報告年月日 平成13年7月30日 (平成13年3月31日解散)	政治団体の名称 自由民主党泊村支部
1 収入・支出の総額	報告年月日 平成13年7月30日 (平成13年3月31日解散)
(1) 収入総額 152,800円	1 収入・支出の総額
ア 前年繰越額 42,800円	(1) 収入総額 80,000円
イ 本年收入額 110,000円	ア 前年繰越額 0円
(2) 支出総額 152,340円	イ 本年收入額 80,000円
2 収入・支出の内訳	(2) 支出総額 37,200円
(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	(1) 収入の内訳
自由民主党鳥取県支部連合会 110,000円	本部又は支部から供与された交付金に係る収入
合 計 110,000円	自由民主党鳥取県支部連合会 80,000円
(2) 支出の内訳	合 計 80,000円
政治活動費	(2) 支出の内訳
組織活動費 132,340円	政治活動費
選挙関係費 15,000円	組織活動費 31,950円
その他の経費 5,000円	

その他の経費	5,250円	収入・支出の総額	
小 計	37,200円	1 収入総額	0円
合 計	37,200円	2 支出総額	0円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)	期間 平成13年 1月 1日～同年10月 9日	
政治団体の名称 自由民主党船岡町支部		政治団体の名称 知久馬二三子後援会	
報告年月日 平成13年 7月30日		報告年月日 平成13年10月11日	
(平成13年 3月31日解散)		(平成13年10月 9日解散)	
1 収入・支出の総額		収入・支出の総額	
(1) 収入総額	242,364円	1 収入総額	0円
ア 前年繰越額	112,364円	2 支出総額	0円
イ 本年收入額	130,000円	政治団体の名称 知久馬二三子資金管理団体	
(2) 支出総額	121,343円	資金管理団体の 知久馬二三子	
2 収入・支出の内訳		届出をした者の氏名	
(1) 収入の内訳		資金管理団体の 衆議院議員	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		届出に係る公職の種類	
自由民主党鳥取県支部連合会	130,000円	報告年月日 平成13年10月11日	
合 計	130,000円	(平成13年10月 9日解散)	
(2) 支出の内訳		収入・支出の総額	
経常経費		1 収入総額	0円
光熱水費	4,000円	2 支出総額	0円
政治活動費		政治団体の名称 知久馬二三子中部後援会	
組織活動費	117,343円	報告年月日 平成13年10月11日	
合 計	121,343円	(平成13年10月 9日解散)	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)	収入・支出の総額	
その他の政治団体		1 収入総額	0円
期間 平成13年 1月 1日～同年 4月20日		2 支出総額	0円
政治団体の名称 木村孝則後援会		期間 平成12年 1月 1日～同年12月31日	
報告年月日 平成13年 5月14日		政治団体の名称 清水章夫後援会	
(平成13年 4月20日解散)		報告年月日 平成13年 7月23日	
収入・支出の総額		(平成13年 7月21日解散)	
1 収入総額	0円	収入・支出の総額	
2 支出総額	0円	1 収入総額	0円
期間 平成13年 1月 1日～同年 7月21日		2 支出総額	0円
政治団体の名称 清水章夫後援会		期間 平成11年 3月 9日～同年12月31日	
報告年月日 平成13年 7月23日			
(平成13年 7月21日解散)			

政治団体の名称 清水章夫後援会

報告年月日 平成13年7月23日

(平成13年7月21日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成13年10月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
竹内功	鳥取市長	竹内いさお鳥取政策研究会	鳥取市西町三丁目105 - 209	竹内功	平成13年9月17日
西尾遼富	"	西尾遼富政治連盟	鳥取市下段502	西尾遼富	平成13年10月3日

鳥取県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成13年10月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	指定を取り消した団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
知久馬二三子	衆議院議員	知久馬二三子資金管理団体	鳥取市富安一丁目114	知久馬二三子	平成13年10月11日